

○経済産業省令第四十一号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づき、及び同法を実施するため、容器保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月十二日

経済産業大臣 梶山 弘志

容器保安規則等の一部を改正する省令

（容器保安規則の一部改正）

第一条 容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(用語の定義) 第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一〇九 「略」 十一 一般継目なし容器 継目なし容器であつて、<u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及びアルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器以外のもの</u> 十一・十二 「略」 十三 圧縮水素自動車燃料装置用容器 次のイ又はロに掲げるもの（第十三号の三に掲げるものを除く。） イ <u>圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器 継目なし容器であつて、自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器</u> ロ <u>圧縮水素自動車燃料装置用複合容器 繊維強化プラスチック複合容器であつて、自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器</u> 十三の二〇二十七 「略」 二十七の二 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、<u>圧縮水素自動車燃料装置用複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器に係る耐圧試験圧力 最高充填圧力の数値の二分の三倍</u> 二十七の三 <u>圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器に係る耐圧試験圧力 最高充填圧力の数値の十分の十三倍</u>	(用語の定義) 第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一〇九 「略」 十一 一般継目なし容器 継目なし容器であつて、<u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及びアルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器以外のもの</u> 十一・十二 「略」 十三 圧縮水素自動車燃料装置用容器 <u>繊維強化プラスチック複合容器であつて、自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器（第十三号の三に掲げるものを除く。）</u> 〔新設〕 〔新設〕 十三の二〇二十七 「略」 二十七の二 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、<u>圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に係る耐圧試験圧力 最高充填圧力の数値の二分の三倍</u> 〔新設〕

(刻印等の方式)

第八条 法第四十五条第一項の規定により、刻印をしようとする者は、容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。

一〜四 [略]

四の二 圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、第三号に掲げる事項に続けて、次に掲げる圧縮水素自動車燃料装置用容器の区分及び当該容器が荷室用容器である場合にあつてはその旨の表示(記号 R)

イ 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器(記号 VH1)

ロ

ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント以上の圧力である金属ライナー製圧縮水素自動車燃

料装置用複合容器(記号 VH2)

ハ ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮水素自動車燃

料装置用複合容器(記号 VH3)

四の二の二〜十五 [略]

2 法第四十五条第一項の刻印をすることが困難なものとして経済産業省令で定める容器は、次の各号に掲げるものとする。

一〜四の二 [略]

五 金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器(フルラップ容器に限る。)、金属ライナー製圧縮水素自動車

(刻印等の方式)

第八条 法第四十五条第一項の規定により、刻印をしようとする者は、容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。

一〜四 [略]

四の二 圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、第三号に掲げる事項に続けて、次に掲げる圧縮水素自動車燃料装置用容器の区分及び当該容器が荷室用容器である場合にあつてはその旨の表示(記号 R)

[新設]

イ ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント以上の圧力である金属ライナー製圧縮水素自動車燃

料装置用容器(記号 VH2)

ロ ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮水素自動車燃

料装置用容器(記号 VH3)

四の二の二〜十五 [略]

2 法第四十五条第一項の刻印をすることが困難なものとして経済産業省令で定める容器は、次の各号に掲げるものとする。

一〜四の二 [略]

五 金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器(フルラップ容器に限る。)、金属ライナー製圧縮水素自動車

燃料装置用複合容器（フルラップ容器に限る。）、金属ライナー製国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）、金属ライナー製圧縮水素運送自動車用容器（フルラップ容器に限る。）、プラスチックライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器、プラスチックライナー製圧縮水素自動車燃料装置用複合容器、プラスチックライナー製国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及びプラスチックライナー製圧縮水素運送自動車用容器（それぞれ次号に掲げるものを除く。）

六 「略」

3 法第四十五条第二項の規定により、標章を掲示しようとする者は、次の各号に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める方式に従って行わなければならない。

一 三の二 「略」

四 前項第五号に掲げる容器 票紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、フルラップ層の見やすい箇所に巻き込む方式とする。ただし、イ及びチに掲げる事項（最外層に炭素繊維又はアラミド繊維を用いる容器にあつては、全ての事項）をアルミニウム箔に刻印したもの又は適当な材質の票紙に表示したものを容器胴部の外面に取れないように貼付することをもつてこれに代えることができる。

イ 「略」

ロ 第一項第二号及び第三号に掲げる事項

燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）、金属ライナー製国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）、金属ライナー製圧縮水素運送自動車用容器（フルラップ容器に限る。）、プラスチックライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器、プラスチックライナー製圧縮水素自動車燃料装置用容器、プラスチックライナー製国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及びプラスチックライナー製圧縮水素運送自動車用容器（それぞれ次号に掲げるものを除く。）

六 「略」

3 法第四十五条第二項の規定により、標章を掲示しようとする者は、次の各号に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める方式に従って行わなければならない。

一 三の二 「略」

四 前項第五号に掲げる容器 票紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、フルラップ層の見やすい箇所に巻き込む方式とする。ただし、イ及びハに掲げる事項（最外層に炭素繊維又はアラミド繊維を用いる容器にあつては、全ての事項）をアルミニウム箔に刻印したものを容器胴部の外面に取れないように貼付することをもつてこれに代えることができる。

イ 「略」

ロ 第一項第二号から第四号の三まで、第五号及び第六号に掲げる事項。ただし、同項第四号の容器の区分については

- ハ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、ロに掲げる事項に続けて、次に掲げる圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の区分及び当該容器が荷室用容器である場合にあってはその旨の表示（記号 R）
- （イ） 圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器（記号 V1）
- （ロ） ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント以上の圧力である金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（記号 V2）
- （ハ） ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（記号 V3）
- （ニ） プラスチックライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（記号 V4）
- ニ 圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、ロに掲げる事項に続けて、次に掲げる圧縮水素自動車燃料装置用容器の区分及び当該容器が荷室用容器である場合にあってはその旨の表示（記号 R）
- （イ） 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器（記号 VH）

、当該容器がプラスチックライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器である場合にあってはV4、同項第四号の二の容器の区分については、当該容器がプラスチックライナー製圧縮水素自動車燃料装置用容器である場合にあってはVH4、同項第四号の三の容器の区分については、当該容器がプラスチックライナー製圧縮水素連送自動車用容器である場合にあってはTH4と表示するものとする。

〔新設〕

〔新設〕

	1)	(ロ) ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント以上の圧力である金属ライナー製圧縮水素自動車燃料装置用複合容器（記号 V H 2）
	(ハ)	ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮水素自動車燃料装置用複合容器（記号 V H 3）
	(ニ)	プラスチックライナー製圧縮水素自動車燃料装置用容器（記号 V H 4）
ホ		第一項第四号の二の二から第四号の二の五までに掲げる事項
ヘ		圧縮水素運送自動車用容器にあつては、ロに掲げる事項に続けて、次に掲げる圧縮水素運送自動車用容器の区分
(イ)		ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント以上の圧力である金属ライナー製圧縮水素運送自動車用容器（記号 T H 2）
(ロ)		ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮水素運送自動車用容器（記号 T H 3）
(ハ)		プラスチックライナー製圧縮水素運送自動車用容器（記号 T H 4）
ト		第五号及び第六号に掲げる事項
チ		ス
五		「略」
六		前項第六号に掲げる圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装

	「新設」	
	「略」	
ハ		ホ
五		「略」
六		前項第六号に掲げる圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装

置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 票紙に第一項第十四号に掲げる事項及び第四号イからトまでに掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、取れないように容器の外面の見やすい箇所に貼付する方式

七 「略」

4 「略」

(表示の方式)

第十条 法第四十六条第一項の規定により表示をしようとする者（容器を譲渡することがあらかじめ明らかの場合において当該容器の製造又は輸入をした者を除く。）は、次の各号に掲げるところに従って行わなければならない。

一・二 「略」

三 容器の外面に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあつては容器の所有者又は当該管理業務受託者）の氏名又は名称、住所及び電話番号（以下この条において「氏名等」という。）を明示するものとする。ただし、次に掲げる容器にあつてはこの限りでない。

「削る」

置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 票紙に第一項第十四号に掲げる事項及び第四号イからホまでに掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、取れないように容器の外面の見やすい箇所に貼付する方式

七 「略」

4 「略」

(表示の方式)

第十条 法第四十六条第一項の規定により表示をしようとする者（当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかの場合における容器の製造又は輸入をした者を除く。）は、次の各号に掲げるところに従って行わなければならない。

一・二 「略」

三 容器の外面に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあつては容器の所有者又は当該管理業務受託者）の氏名又は名称、住所及び電話番号（以下この条において「氏名等」という。）を告示で定めるところに従って明示するものとする。ただし、次のイからハまでに掲げる容器にあつてはこの限りでない。

イ 液化石油ガス自動車燃料装置用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際

圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、道路運送車両法第五十八条に定める自動車検査証（以下単に「自動車検査証」という。）に記載されている所有者と容器の所有者が同一であるもの

「削る」

「削る」

イ

液化石油ガス自動車燃料装置用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高压ガス運送自動車用容器のうち、自動車又は二輪自動車に装置したものであつて、道路運送車両法第五十八条に定める自動車検査証（以下単に「自動車検査証」という。）、道路運送車両法施行規則第六十三条の二第三項に定める軽自動車届出済証又は道路運送車両法第三十三条に定める譲渡証明書その他適当な書類に記載された自動車又は二輪自動車の所有者又は譲受人と容器の所有者が同一であるもの

ロ

液化石油ガス自動車燃料装置用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高压ガス運送自動車用容器のうち、自動車又は二輪自動車に装置していないものであつて、容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合において、当該容器を自動車若しくは二輪自動車に装着する者又は当該容器の譲渡のみを行う者が所有するもの

ロ

圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器であつて、自動車検査証又は道路運送車両法施行規則第六十三条の二第三項に定める軽自動車届出済証に記載されている所有者と容器の所有者が同一であるもの

ハ

高压ガス運送自動車用容器であつて、自動車検査証に記載されている所有者と容器の所有者が同一であるもの

「新設」

「新設」

2
5
〔略〕

（容器再検査における容器の規格）

第二十六条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 法第四十九条第二項の経済産業省令で定める規格のうち、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器（次項に掲げるものを除く。）、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一 三 〔略〕

5 法第四十九条第二項の経済産業省令で定める規格のうち、充填可能期限を延長しようとする圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器に係るものは、次に掲げるものとする。

一 容器は、第一項第一号の例により外観検査（外面に係るものに限る。）を行い、これに合格するものであること。

二 容器は、第四項第二号の例により漏えい試験を行い、これに合格するものであること。

三 容器は、容器ごとに経済産業大臣が定めるところにより行う超音波探傷試験に合格するものであること。

四 その他告示で定める基準に適合するものであること。

6・7 〔略〕

（検査設備の基準）

第三十三条 法第五十条第三項の経済産業省令で定める技術上の

2
5
〔略〕

（容器再検査における容器の規格）

第二十六条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 法第四十九条第二項の経済産業省令で定める規格のうち、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一 三 〔略〕

〔新設〕

5・6 〔略〕

（検査設備の基準）

第三十三条 法第五十条第三項の経済産業省令で定める技術上の

基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の再検査をする容器検査所にあつては、次に掲げる検査設備を備えること。

イ・ニ 「略」

ホ 容器の傷及び亀裂を超音波探傷試験により確認するための設備（超音波探傷試験を行う場合に限る。）

四・七 「略」

（検査主任者の資格）

第三十四条 法第五十二条第一項の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一・三 「略」

四 専ら圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器（超音波探傷試験を行うものを除く。）、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器並びに圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品を検査する容器検査所にあつては、

基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の再検査をする容器検査所にあつては、次に掲げる検査設備を備えること。

イ・ニ 「略」

「新設」

四・七 「略」

（検査主任者の資格）

第三十四条 法第五十二条第一項の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一・三 「略」

四 専ら圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器並びに圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品を検査する容器検査所にあつては、自動車整備士技能検定規則（昭和二十六

自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号)第二条の規定に基づく一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の資格を有する者

(容器再検査に合格した容器の刻印等)

第三十七条 法第四十九条第三項の規定により、刻印しようとする者は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。

一 第八条第一項又は第六十二条の刻印の下又は右に次に掲げる事項を刻印するものとする。ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器(次号に掲げるものを除く。)、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、自動車又は二輪自動車に装置された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第五号に規定する方式に従つて行う標章の掲示をもつて、又は圧縮水素運送自動車用容器であつて、自動車に装置された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第六号に規定する方式に従つて行う標章の掲示をもつて法第四十九条第三項の刻印に代えることができる。

イ ホ 「略」

二 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器であつて超音波探傷試験に合格したものにあつては、次のイ及びロに掲げる方式とする。

イ 前号の例により刻印するものとする。ただし、自動車に

年運輸省令第七十一号)第二条の規定に基づく一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の資格を有する者

(容器再検査に合格した容器の刻印等)

第三十七条 法第四十九条第三項の規定により、刻印しようとする者は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。

一 第八条第一項又は第六十二条の刻印の下又は右に次に掲げる事項を刻印するものとする。ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、自動車又は二輪自動車に装置された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第三号に規定する方式に従つて行う標章の掲示をもつて、又は圧縮水素運送自動車用容器であつて、自動車に装置された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第四号に規定する方式に従つて行う標章の掲示をもつて法第四十九条第三項の刻印に代えることができる。

イ ホ 「略」

「新設」

装置された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第五号に規定する方式に従つて行う標章の掲示をもつてこれに代えることができる。 ロ 超音波探傷試験に合格した日の前日から起算して十五年を経過した日又は十五年を超えない範囲内において容器等製造業者が定めた日を前回の超音波探傷試験（超音波探傷試験を受けたことのない容器にあつては、容器検査。以下この号において同じ。）に合格したときの充填可能期限年月日の刻印の下又は右に刻印し、前回の超音波探傷試験のときの充填可能期限年月日の刻印を二本の平行線の刻印で消すものとする。 三 〔略〕 2・3 〔略〕	二 〔略〕 2・3 〔略〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(一般高圧ガス保安規則の一部改正)

第二条 一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(定置式製造設備に係る技術上の基準) 第六条 「略」 2 製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタン্ড、液化天然ガススタン্ড及び圧縮水素スタン্ডを除く。）である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。 一 「略」 二 高压ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。 イ ーリ 「略」 ヌ 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器（以下単に「一般複合容器」という。）同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」という。）同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）同条第十三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器」という。）同条第十四号に規定する液化天然ガス自
改正前	(定置式製造設備に係る技術上の基準) 第六条 「略」 2 製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタン্ড、液化天然ガススタン্ড及び圧縮水素スタン্ডを除く。）である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。 一 「略」 二 高压ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。 イ ーリ 「略」 ヌ 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器（以下単に「一般複合容器」という。）同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」という。）同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）同条第十三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器」という。）同条第十四号に規定する液化天然ガス自

自動車燃料装置用容器（以下単に「液化天然ガス自動車燃料装置用容器」という。）又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器（以下単に「圧縮水素運送自動車用容器」という。）であつて当該容器の刻印等に表示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月日（同令第三十七条第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの）には、高压ガスを充填しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に従つて高压ガスを充填する場合については、この限りでない。）。

ル・ヲ 「略」

三〇八 「略」

（貯蔵の方法に係る技術上の基準）

第十八条 法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 「略」

自動車燃料装置用容器（以下単に「液化天然ガス自動車燃料装置用容器」という。）又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器（以下単に「圧縮水素運送自動車用容器」という。）であつて当該容器の刻印等に表示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの）には、高压ガスを充填しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に従つて高压ガスを充填する場合については、この限りでない。）。

ル・ヲ 「略」

三〇八 「略」

（貯蔵の方法に係る技術上の基準）

第十八条 法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 「略」

ロ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等において示された容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日（同令第三十七条第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの貯蔵に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第十一項に規定する引取業者（以下単に「引取業者」という。）、同条第十二項に規定するフロン類回収業者（以下単に「フロン類回収業者」という。）及び同条第十三項に規定する解体業者（以下単に「解体業者」という。）が同条第九項に規定する再資源化（以下単に「再資源化」という。）のために必要な最小限度の措置として当該貯蔵を行う場合は、この限りでない。）。

ハ 「略」

（車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等）

第四十九条 「略」

2 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により高圧ガスを移動する場合における法第二十三条第一項

ロ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等において示された容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの貯蔵に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第十一項に規定する引取業者（以下単に「引取業者」という。）、同条第十二項に規定するフロン類回収業者（以下単に「フロン類回収業者」という。）及び同条第十三項に規定する解体業者（以下単に「解体業者」という。）が同条第九項に規定する再資源化（以下単に「再資源化」という。）のために必要な最小限度の措置として当該貯蔵を行う場合は、この限りでない。）。

ハ 「略」

（車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等）

第四十九条 「略」

2 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により高圧ガスを移動する場合における法第二十三条第一項

の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等により示された容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日（同令第三十七条第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの移動に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合は、この限りでない。）。

二 「略」

（その他の場合における移動に係る技術上の基準等）

第五十条 前条に規定する場合以外の場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 一般複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮

の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等により示された容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの移動に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合は、この限りでない。）。

二 「略」

（その他の場合における移動に係る技術上の基準等）

第五十条 前条に規定する場合以外の場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 一般複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮

水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日（同令第三十七条第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの）を高压ガスの移動に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合（一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器を除く。）は、この限りでない。）。

四〇十四 [略]

水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの）を高压ガスの移動に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合（一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器を除く。）は、この限りでない。）。

四〇十四 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

(コンビナート等保安規則の一部改正)

第三条 コンビナート等保安規則(昭和六十一年通商産業省令第八十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(製造施設に係る技術上の基準) 第五条 「略」 2 製造施設（製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。）における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。 一 「略」 二 高压ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。 イヌ 「略」 ル 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、同条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器であつて当該容器の刻印等において示された年月から十五年を経過したもの（容器保安規則第二条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置
改正前	(製造施設に係る技術上の基準) 第五条 「略」 2 製造施設（製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。）における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。 一 「略」 二 高压ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。 イヌ 「略」 ル 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、同条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器であつて当該容器の刻印等において示された年月から十五年を経過したもの（容器保安規則第二条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置

用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月日（同令第三十七条第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの、同令第二条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び同条第十三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月を経過したもの）には、高圧ガスを充填しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合は、この限りでない。）。 ヲ・ワ 「略」 三〇八 「略」	用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、同令第二条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び同条第十三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月を経過したもの）には、高圧ガスを充填しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合は、この限りでない。）。 ヲ・ワ 「略」 三〇八 「略」
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

(国際相互承認に係る容器保安規則の一部改正)

第四条 国際相互承認に係る容器保安規則(平成二十八年経済産業省令第八十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

※表(新旧対照表)を挿入

改正後	改正前
(表示の方式) 第七条 法第四十六条第一項又は第二項の規定により表示をしようとする者（当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかかな場合における容器の製造又は輸入をした者を除く。）は、次の各号に掲げるところに従って行わなければならない。 一 容器の外面の見やすい箇所 に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあつては容器の所有者又は当該管理業務受託者）の氏名又は名称、住所及び電話番号（以下この条において「氏名等」という。）を記載した票紙であつてはがれるおそれのないものを貼付すること。ただし、次のイ及びロに掲げる容器にあつてはこの限りでない。 〔削る〕 イ 自動車又は二輪自動車に装置した容器であつて、道路運送車両法第五十八条に定める自動車検査証（以下単に「自動車検査証」という。）	(表示の方式) 第七条 法第四十六条第一項又は第二項の規定により表示をしようとする者（当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかかな場合における容器の製造又は輸入をした者を除く。）は、次の各号に掲げるところに従って行わなければならない。 一 次に掲げる容器にあつては、容器の外面の見やすい箇所に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあつては容器の所有者又は当該管理業務受託者）の氏名又は名称、住所及び電話番号（以下この条において「氏名等」という。）を記載した票紙であつてはがれるおそれのないものを貼付すること。 イ 自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十六条の二第一項に規定する回送自動車を除く。）に装置した容器であつて、同法に定める自動車検査証（以下単に「自動車検査証」という。）に記載されている所有者、同法第三十三条に定める譲渡証明書に記載されている自動車の譲受人又は道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条の二第三項に定める軽自動車届出済証に記載されている所有者と容器の所有者が同一でないもの 〔新設〕

備考 表中の「」の記載は注記である。	三条の二第三項に定める軽自動車届出済証又は道路運送車両法第三十三条に定める譲渡証明書その他適当な書類に記載されている自動車又は二輪自動車の所有者又は譲受人と容器の所有者が同一であるもの ロ 自動車又は二輪自動車に装置していない容器であつて、容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合において、当該容器を自動車若しくは二輪自動車に装着する者又は当該容器の譲渡のみを行う者が所有するもの 二 「略」 2・3 「略」	ロ 自動車に装置していない容器（当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合における容器の自動車への装着者が所有するものを除く。） 二 「略」 2・3 「略」
-----------------------	---	---

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。